エックス線装置に関する概要書

１　エックス線装置に関する事項

|  |  |
| --- | --- |
| 製作者名 |  |
| 型式 |  |
| 台数（総台数） | 台（計　　　　　　台） |
| 装置の種類 | □据置型　　　　□移動型　　　　□携帯型 |
| 主な用途 | □透視　　　　　□撮影　　　　　□治療 |
|  | 長時間 | 管電圧　　　　　　　　　　　　　　　（kV）管電流　　　　　　　　　　　　　　　（mA） |
| 定格出力 | 短時間 | 管電圧　　　　　　　　　　　　　　　（kV）管電流　　　　　　　　　　　　　　　（mA）時間　　　　　　　　　　　　　　　　（秒） |
|  | 蓄電式 | 管電圧　　　　　　　　　　　　　　　（kV）コンデンサ容量　　　　　　　　　　 （μF） |
| 使用場所 | □エックス線診療室（専用室）□診療室（据え置いて使用）□診療室（移動して一時的に使用）□診療用高エネルギー放射線発生装置使用室□診療用放射線照射装置使用室□診療用放射線照射器具使用室□診療用放射性同位元素使用室□陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室□診療施設外□その他（　　　　　　　　　　　　　　） |

２　エックス線装置の放射線障害の防止に関する構造設備の概要

(１)　共通事項

ア　エックス線管の容器及び照射筒

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 定格管電圧が50kV以下の治療用エックス線装置 | 装置の接触可能表面から５㎝の距離において空気カーマ率が1.0mGy/時以下になる構造 | 有　・　無 |
| 定格管電圧が50kVを超える治療用エックス線装置 | 装置の接触可能表面から５㎝の距離において空気カーマ率が300mGy/時以下になる構造 | 有　・　無 |
| エックス線管焦点から１ｍの距離において空気カーマ率が10mGy/時以下になる構造 | 有　・　無 |
| 定格管電圧が125kV以下の口内法撮影用エックス線装置 | エックス線管焦点から１ｍの距離において空気カーマ率が0.25mGy/時以下になる構造 | 有　・　無 |
| 上記以外のエックス線装置 | エックス線管焦点から１ｍの距離において空気カーマ率が1.0mGy/時以下になる構造 | 有　・　無 |
| コンデンサ式エックス線高電圧装置 | 充電状態で、照射時以外のとき装置の接触可能表面から５㎝の距離において空気カーマ率が20μGy/時以下になる構造 | 有　・　無 |

イ　付加ろ過板

|  |  |
| --- | --- |
| 定格管電圧が70kV以下の口内法撮影用エックス線装置 | ㎜Al当量（1.5㎜以上） |
| 治療用エックス線装置及び上記以外のエックス線装置 | ㎜Al当量（2.5㎜以上） |

(２)　透視用エックス線装置

|  |  |
| --- | --- |
| 警報装置付き透視時間積算タイマー | 有　・　無 |
| 照射野絞り装置 | □有□無（獣医療法施行規則第８条第２項第２号イに該当）□無（獣医療法施行規則第８条第２項第２号ロに該当） |
| 受像器を通過したエックス線の空気カーマ率が、受像器の接触可能表面から10㎝の距離において150μGy/時以下になる構造 | 有　・　無 |
| 最大受像面を3.0㎝超える部分を通過したエックス線の空気カーマ率が、当該部分の接触可能表面から10㎝の距離において150μGy/時以下になる構造 | 有　・　無 |
| 利用線すい以外のエックス線に対する防護措置 | □防護衝立□防護スクリーン□その他（　　　　　　） |

(３)　撮影用エックス線装置

|  |  |
| --- | --- |
| 照射野絞り装置 | □有□無（口内法撮影用エックス線装置に該当）□無（獣医療法施行規則第８条第３項第１号イに該当）□無（獣医療法施行規則第８条第３項第１号ロに該当） |
| 移動型及び携帯型エックス線装置並びに手術中に使用するエックス線装置は、エックス線管焦点及び被照射体から２ｍ以上離れた位置において操作できる構造 | 有　・　無 |

(４)　治療用エックス線装置

|  |  |
| --- | --- |
| ろ過板が引き抜かれたときにエックス線の発生を遮断するインターロックが作動するろ過板保持装置 | 有　・　無 |

３　エックス線診療室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要

|  |  |
| --- | --- |
| エックス線診療室名（装置を据え置いて使用する室） |  |
|  | 天井 | （厚さ　　　　　） |
| しゃへい物等の材質及び厚さ | 床 | （厚さ　　　　　） |
| 周囲のしゃへい物（壁等） | （厚さ　　　　　） |
|  | 出入口の扉 | （厚さ　　　　　） |
| 人が常時立ち入る場所における実効線量を１mSv/週以下とする防護措置 | 有　・　無（理由：　　　　　　） |
| エックス線診療室又はエックス線を使用する室である旨を示す標識 | 有　・　無 |
| 放射線障害防止に必要な注意事項の掲示 | 有　・　無 |

４　その他の放射線障害の防止に関する予防措置の概要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 実効線量を1.3mSv/３月以下とする防護措置 | 有　・　無 |
| 管理区域境界 | 管理区域である旨を示す標識 | 有　・　無 |
|  | 管理区域への立入制限措置 | 有　・　無 |
| 居住区域及び敷地境界の実効線量を250μSv/３月以下とする防護措置 | 有　・　無 |
| 放射線診療従事者等の防護措置（放射線防護用具等） | □鉗子　　　　　　　□防護衣□防護衝立　　　　　□防護手袋□防護スクリーン　　□防護前掛け□その他（　　　　　　　　　　） |
| 放射線診療従事者等の被ばく線量の測定方法 | □光刺激蛍光線量計□蛍光ガラス線量計□電子ポケット線量計□熱蛍光線量計□その他（　　　　　　　　　　） |

５　エックス線診療に従事する獣医師の氏名及びエックス線診療に関する経歴

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名 | エックス線診療に関する経歴（従事年数、研修受講状況等） |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

注意事項

１　エックス線診療に従事する獣医師の氏名欄には、従事する全員の氏名を記入すること。

２　隣接室名、上階及び下階の室名、周囲の状況並びに管理区域の標識の位置を明記したエックス線診療室の平面図及び縦断面図を添付すること（図面は、エックス線装置の位置、装置から天井、床及び周囲のしゃへい物等の外側までの距離、しゃへい物等の材質及び厚さ並びに縮尺及び方位を記入した縮図とすること。）。

３　エックス線診療室と居住区域及び敷地境界の関係が分かる図面を添付すること（図面は、距離、縮尺及び方位を記入した縮図とすること。）。

４　エックス線装置診療室の構造設備が法令の基準に適合することを示す計算書を添付すること（移動型エックス線装置を据え置いて使用する場合を含む。）。

５　移動型エックス線装置（装置を据え置いて使用する場合を除く。）の場合は、装置周囲の空間線量率分布図と保管場所を明記した図面を添付すること。